

○ 国の動向について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページから抜粋）

- ・ 4月16日の政府対策本部会議にて、愛知県を「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に追加。期間は4月20日から5月11日までの22日間。
- ・ 4月23日の政府対策本部会議にて、東京都、大阪府、京都府及び兵庫県において、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令を決定。期間は4月25日から5月11日までの17日間。
- ・ 緊急事態宣言区域では、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に對する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人の流れを抑制するための措置等を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組む。
- ・ まん延防止等重点措置においては、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底。特に、緊急事態宣言区域で厳しい措置がとられることを踏まえ、隣接地域への感染の滲み出しを防ぐため、下記の取組を基本的対処方針に明示し、まん延防止等重点措置地域の各県の判断で対策強化を可能とする。

1. 飲食対策の徹底

- ・ 飲食店に対して、酒類及びカラオケ設備提供の終日自粛の要請
- ※ 同措置について命令・罰則ありの要請を可能にするため、告示を改正
- ・ 措置区域内の全ての飲食店に対する見回り・働きかけを引き続き実施。特に、宣言区域からの利用者の流入が懸念される区域について、重点的に実施。
- ・ 住民に対して、時短要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること等の感染の防止に必要な協力を要請
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

2. 人流の抑制

- ・ 飲食店等以外の大規模な集客施設（劇場・映画館、デパート等の政令第11条に規定する施設）に対して、
 - ① 夜間の人流抑制につながるよう営業時間短縮
 - ② 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底についての働きかけを徹底

3. 宣言区域との往来自粛の徹底

- ・ 緊急事態宣言区域との往来については、自粛を徹底。同区域への通勤についても、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、宣言期間中の出勤の大幅な減少を目指す。
- ・ 鉄道事業者等に対して、上記取組への協力として、宣言区域と往来する路線について、週末及び休日における減便を依頼